

年金

**成人の皆さん
国民年金を
ご存知ですか！**

これから、大人の仲間入りをされる皆さん、成人おめでとうございます。

今回、晴れて大人の仲間入りをされる皆さんに、お聞きします。

「自分の将来に向けて、何かから始められますか？」

皆さんそれぞれに、いろいろな想いや夢を描き、そのための準備をしていたり、すでに歩み始めていたりしているのではないのでしょうか。

しかし、将来の生活を考えるうえで、「国民年金の加入」も、大人として忘れてはならない大切な準備の一つとなります。

国民年金は、年金の支給を一生涯保障するうえに、物価の変動にも自動的に対応することで、年金の実質価値が目減りしないようになっていきます。これは、皆さんを含めた現役世代が保険料を納めることで、現役を退いたお年寄り

の方の年金を支える世代間扶養の制度により可能なのです。また、老後の保障だけではなく、万一の事故や病気に対しても配慮している、安心できる制度なのです。

今やっと、成人になられた皆さんには、「年金なんて、遠い将来のことです」と思われるでしょうが、考えてみてください。

人は誰でも年を取ります。年を取り、仕事を辞めてしまいうと、今まで得ていた毎月の収入がなくなります。もし、年金をもらえなければ、その後の生活費を皆さんは、どうされるのでしょうか？

皆さんが描いている夢を実現させていくことは、とても大切です。しかし、大人として、将来の生活の基盤となるうえに、万一のときの保障も兼ね備えている国民年金に加入することで、若いときから準備しておくことも、とても大切なことなのです。

20歳になられた皆さん、自分の夢を追いかけてください。でも、大切な国民年金の加入も忘れないでください。

問い合わせ

役場町民課年金係

☎ 985-4106

水道

**休止取扱いの
お知らせ**

平成15年1月（2月分水道料金）より、水道の使用予定がない場合には、次の3つの方法を選択できます。

① 現状維持

使用予定が未定のため、基本料金を払い、いつでも使用できるようにしておく場合。

② 休止

使用する期間と使用しない期間がはっきりしている場合。

※休止をする場合の止水栓・ボックスの取り替えは自己負担になります。直接、水道業者に取替え工事を依頼してください。

③ 閉栓

今後、まったく使用予定がない場合。
※水道料金はかかりませんが、メーターを取り外す費用が必要です。また、再開栓時にも費用が必要になります。

ただし、「②休止」を行う場合には、次の条件を満たす必要があります

休止取扱条件

- 松前町水道課が現在指定している止水栓（盗水防止及び逆止弁付ボールコック式止水栓）が取り付けてあること。
- 止水栓と水道メーターが完全に収まるボックスが設置されていること。

○ 休止及び再使用の連絡は、必ず水栓所有者又は水栓管理者がすること。

※再使用時は、必ず使用開始の5日前までに連絡してください。

休止時の水道料金について

メーター使用料だけの請求になります。

例 13mmメーターの場合

60円/月

例 20mmメーターの場合
110円/月

問い合わせ

役場水道課業務係

☎ 985-4133

水道検針・集金員の一部変更について

水道検針・集金員が一部変わりました。

| 委託者 | 検針地区 | 集金地区 |
|-------|--------|----------------------|
| 渡瀬 紀代 | 中川原・出作 | 2人が1か月ごと交互に検針します。 |
| 増田 弥生 | 徳丸・鶴吉 | |
| 山本 幸子 | 塩屋・本村 | 南黒田西・北黒田西東 宗意原・筒井 |
| 森本由記美 | | |

問い合わせ

役場水道課業務係

☎ 985-4133